

番 号	陳情 第 32 号	受理年月日	令 6. 11. 7
件 名	桜島自然恐竜公園の管理について		
結 果	令和 7. 3. 21 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、草が伸び、遊具はさび、危険な柵もある桜島自然恐竜公園を、桜島フェリー、タクシー及びレンタカーの利用者増につながるよう、きれいに保つとともに、桜島の観光スポット及び市民の憩いの場となるよう宣伝・管理することなどを要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、同公園は、建設局が所管する他の公園と同様に、公園内や公衆トイレの清掃は定期的に、草刈は年 2 回、樹木の剪定は年 1 回行っている。また、遊具及びトイレについては、委託業者による年 1 回の点検や職員による巡視を行うほか、老朽化して危険な施設については、適宜修繕を行っており、5 年度はトイレ及び水飲み場の井戸水を水道水へと切り替える改修及びトイレの洋式化に約 4,500 万円、形象遊具の修繕に約 100 万円、ローラー滑り台の手すり修繕に約 40 万円、6 年度はローラー滑り台の踊り場の防護柵修繕に約 7 万円を支出している。</p> <p>本市としては、これらの取組に加え、観光情報誌などへの情報提供を行っており、今後も市民の憩いの場となるよう、適切な維持管理に努めていきたいと考えている。</p> <p>なお、同公園の利用状況を踏まえると、桜島フェリーを使った観光客が来訪する観光施設としての側面もあることから、観光交流局や船舶局などとの連携等については、今後検討していきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「一定の質疑等を通して、この陳情の趣旨には大いに賛同することから、本件については採択したい」という意見、「建設局としては、同公園の通常管理を他の公園と同等に行っている上、遊具等の修繕に多額の費用を費やしており、一定の管理がなされていることなどから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p>			